

食安監発第0622001号  
平成21年6月22日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法について（依頼）

標記については、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「法」という。）が一部改正され、本日から施行されることとなったところです。これにより、法においては、別添1のとおり、財務状況が悪化している中小企業者の収益性のある事業を事業譲渡等により他の事業者へ承継させ、その再生を図ることを支援するため、新たに「中小企業承継事業再生計画」の認定制度が創設されることとなったところです。

当該制度においては、事業者が法第39条の2に規定する中小企業承継事業再生計画に基づき、事業譲渡等により他の事業者へ事業を承継する場合、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成11年政令第258号。以下「政令」という。）第9条で定める特定許認可等のうち、当該計画に記載したものについては、法第39条の4の規定に基づき、新たに特例として事業の承継とともに特定許認可等の承継が認められることとなります。厚生労働省が所管する法律としては、別添2のとおり、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可が対象となっており、本年6月12日付けで、健康局生活衛生課から、別途通知されています。

一方、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に規定する営業許可については、政令第9条第1項に規定されてはおりませんが、中小企業承継事業再生計画に基づき事業の承継を行う事業者が新規に当該許可の申請をした場合にあっては、事前に審査を実施する等、当該計画に基づく手続の進行に合わせて必要な手続を進め、事業者が事業の承継後、許可要件に適合するにもかかわらず、許可が行われないことにより、事業活動に空白期間が生じないよう特段の配慮方をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【参照条文】

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第39条の2 特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画(以下「中小企業承継事業再生計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成28年3月31日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

(略)

- 3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者へ承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第39条の4までにおいて同じ。)に基づく特定中小企業者の地位であって、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第39条の4 認定中小企業承継事業再生計画に第39条の2第3項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成11年政令第258号)

(特定許認可等)

第9条 法第39条の2第3項の政令で定める許認可等(以下この条において「特定許認可等」という。)は、次のとおりとする。

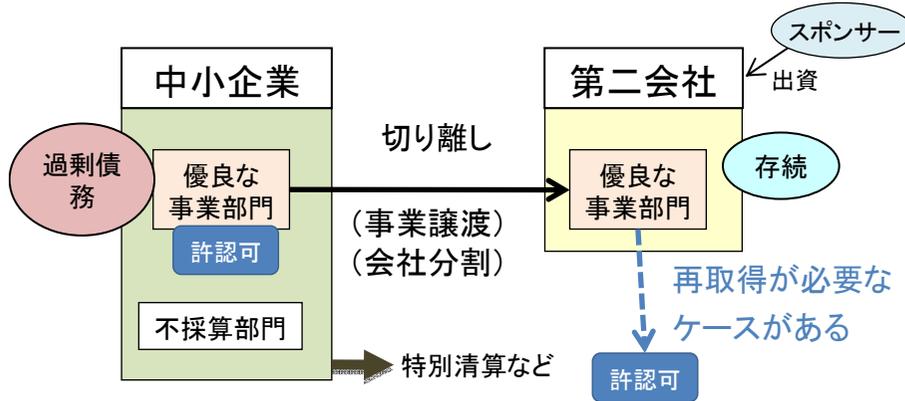
- 一 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可
- 二 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可
- 三 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条の規定による許可
- 四 火薬類取締法第5条の規定による許可
- 五 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による許可
- 六 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定による許可
- 七 ガス事業法第37条の2の規定による許可
- 八 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条の規定による許可
- 九 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による許可

2～4 (略)

# 中小企業の再生の更なる円滑化について

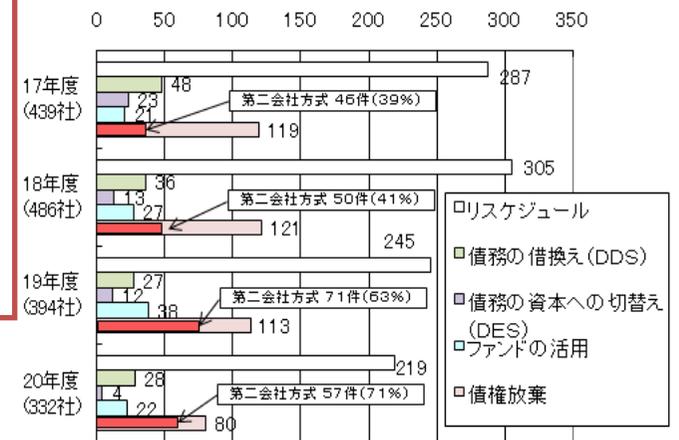
- ▶ 世界経済の減速に伴う輸出減少や我が国の景気後退の影響により、中小企業の景況感是一段と悪化。
- ▶ 地域の経済活動に貢献している優良な事業部門を有する中小企業さえも事業存続の危機。
- ▶ 優良な事業を存続させるため、中小企業の**第二会社方式**による再生計画(**中小企業承継事業再生計画**)の認定制度を創設。

## ◆中小企業の事業再生に有効な「第二会社方式」



### 第二会社方式のメリット

- 金融機関の協力が得やすい  
- 債権放棄の手续が不要、税務上の損金算入の手续も容易。
- スポンサーの協力が得やすい  
- 想定外債務のリスク遮断が可能。



## ◆「第二会社方式」が抱える課題に対する支援が必要

課題①: 第二会社が営業上の**許認可**を再取得する必要がある場合、**事業期間に空白が発生**。

課題②: 事業用不動産等の移転に伴う**税負担**が発生。

課題③: 事業取得などのために、**新規の資金調達**が必要。

### 措置①: 事業に係る許認可を承継できる特例

▶ 認定要件として、**雇用と取引先の維持を規定**。

旅館業法、建設業法、火薬類取締法(火薬類製造業、火薬類販売業)、道路運送法(一般旅客運送事業:貸し切りバス)、ガス事業法、熱供給事業法、貨物自動車運送事業法(一般貨物自動車運送事業:トラック運送)

### 措置②: 登録免許税・不動産取得税の軽減

- ▶ 登録免許税:(不動産登記)0.80%→0.20%など、各種税率を軽減。
- ▶ 不動産取得税:(土地)3.00%→2.50%、(建物)4.00%→3.30%に軽減。

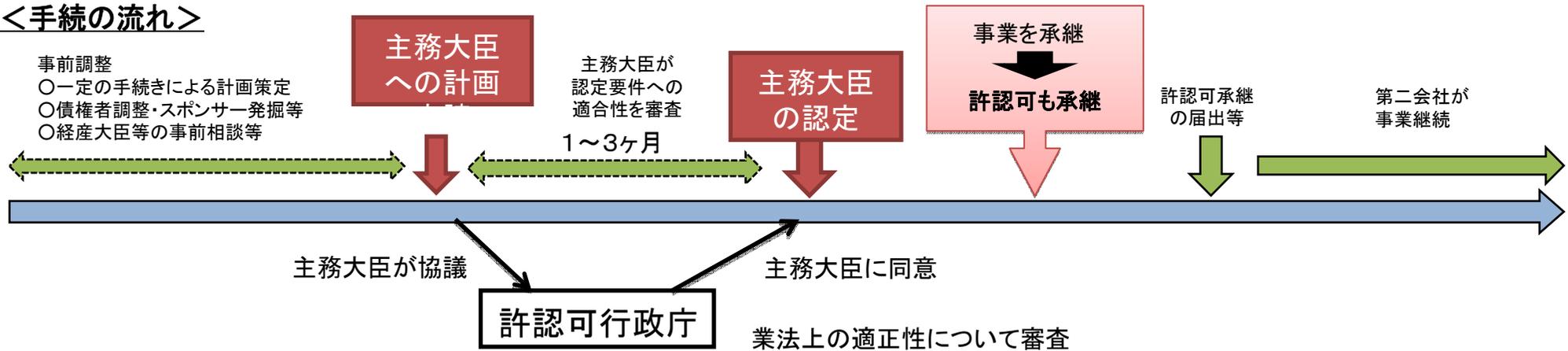
### 措置③: 金融支援

- ▶ 日本政策金融公庫の低利融資(基準金利-0.9%)
- ▶ 信用保険の別枠化(普通:2億円、無担保:8千万円、特別小口:1250万円)
- ▶ 投資育成会社による出資対象範囲の拡大(資本金上限枠3億円の引上げ)

# 支援措置①: 許認可承継の特例

○ 旧会社の有する営業上の許認可が、事業とともに第二会社に承継される特例を措置する。

## < 手続の流れ >



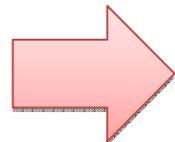
## 第二会社方式における許認可に関する課題

- 第二会社方式では、形式上新たな法人が事業を開始するため、営業上の許認可の再取得が必要なケースが存在。
- このようなケースでは、許認可が確実に取得できるという予見性がないため、スポンサー等の協力が獲得しにくいという課題が発生。
- また、手続きにコストや時間を要するため、事業再開に空白期間が生じるケースも存在し、資金繰りの悪化を招く。

## 具体的な措置の内容と効果

### 認定計画に従って第二会社が事業を承継した場合、併せて許認可が承継される制度を導入

- 各業法における適正性を担保する観点から、計画の認定と同時に、許認可行政庁が事前審査を実施。
- 特例の対象となる許認可の種類は、以下の業法を特例の対象として規定。  
 ・旅館業法 ・建設業法 ・火薬類取締法 ・道路運送法 ・ガス事業法 ・熱供給事業法 ・貨物自動車運送事業法



- 計画段階で許認可が得られることが確実となるため、スポンサー等の協力が促進される。
- 事業と一体的に許認可が承継されるため、空白期間が生じない。
- ワンストップによって行われるため、手続きが簡素化。



健衛発第 0612004 号  
平成 21 年 6 月 12 日

各 都道府県  
政令市 衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省健康局生活衛生課長



「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第 39 条の 4 第 1 項の  
特定許認可等に基づく地位の承継に対する旅館業許可に関する事務取扱について

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成 11 年法律第  
131 号。以下「法」という。）では、財務状況が悪化している中小企業者の収益  
性のある事業を会社分割又は事業譲渡により他の事業者へ承継させ、その再生を  
図ることを支援するため、新たに「中小企業承継事業再生計画」の認定制度を創設  
しています。

本制度では、中小企業者が事業譲渡又は会社分割により、事業を他の事業者へ承  
継する場合、当該中小企業者の許認可等に基づく地位が、事業の承継とともに他  
の事業者へ承継される特例措置を設けています。具体的に、当該許認可等に基づ  
く地位が旅館業許可に基づく地位の場合には、本制度の認定を受けた中小旅館業  
者が、旅館事業を他の事業者へ承継する際に、当該中小旅館業者の旅館業許可  
に基づく地位が、事業の承継とともに他の事業者へ承継されることとなります。

今般、本制度における旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可に基づく地位の承  
継に関し、その具体的な手続関係等について、事務取扱として定めることとしま  
したので、都道府県、政令市、及び特別区（以下、「都道府県等」という。）におか  
れましては、本事務取扱に定めるものにて実施されるよう協力をお願いします。

なお、手続に必要な書類や審査基準等に関しては、これまで都道府県等が、根拠  
となる旅館業法や関係法令等の規定の趣旨に基づき実施してきたものと同様で  
あり、本制度の導入により審査基準等が新たに変更されるものではありません。た  
だし、実務上、新たな手続等が発生することから、今後、本制度における旅館業  
許可の事務取扱には、十分に注意していただきますようお願いいたします。また、あ  
わせて、本制度の対象とはなっていない食品衛生法第 52 条に規定する営業許可に  
ついて、通常、旅館業許可とともに取得していることから、こちらの手続も本制  
度とあわせて進めていただくようご配慮をお願いいたします。

以下は、本制度の許認可等の承継に関する特例措置を活用する旅館業者を想定し、  
その事務手続等に係る内容を記載したものである点につきご留意ください。

## 第一 中小企業承継事業再生計画の経済産業局への申請について

中小企業承継事業再生(※1)を行おうとする特定中小企業者(※2)及び承継事業者(※3)(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。以下、「申請者」という。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生計画(以下、「再生計画」という。)(※4)を作成し、

①再生計画の申請書及びその添付書類

②許認可等の審査に係る関係書類

を、特定中小企業者の所在地を管轄する経済産業局(沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)に提出する。

※1：中小企業承継事業再生(法第2条第22項)

特定中小企業者(※2)が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ること。

※2：特定中小企業者(法第2条第21項)

過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者。

※3：承継事業者(法第2条第23項)

中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者

※4：中小企業承継事業再生計画(法第39条の2第1項)

特定中小企業者及び承継事業者が共同で実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画。

## 第二 特定許認可等に基づく地位の承継に係る都道府県等における手続

### 1. 特定許認可等に基づく地位の承継

認定された再生計画に、法第39条の2第3項の特定許認可等(※5)に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継することとしている。

上記の特定許認可等は、具体的には「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成11年政令第258号)」で定められており、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可を、当該特定許認可等として規定している。

※5：特定許認可等

行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号の許認可等であつて、それに基づ

く地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるもの。

## 2. 事前調整の実施

再生計画の認定申請を行おうとする申請者による経済産業局への事前の相談を通じて、当該申請者が、旅館業法第3条第1項の規定による許可について、本制度の許認可等の承継に関する特例措置を活用する意向があることを経済産業局が確認した場合には、経済産業局から、当該許可を行った都道府県等の担当部署に、事前調整を開始する旨、文書にて事務連絡（「別添1-1：事前調整開始に係る事務連絡の文書例」を参照。）を行う。

当該事務連絡を受けた都道府県等の担当部署は、申請者からの連絡を受け、当該申請者に対し事前調整を行うために必要な関係書類等について指示を行うとともに、必要に応じた当該申請者との事前の打ち合わせ等を実施することとする。なお、必要な関係書類等とは、下記3.（2）の旅館業法第3条第1項の許可又は同法第3条の2第1項の承認に係る審査に必要な関係書類をいうものとする。

申請者との事前調整を通じて、仮に当該申請者から正式な申請があり、経済産業局からの協議（下記「3. 協議から同意までに関する手続」を参照。）を受けたときに、旅館業法の審査基準に照らし十分に同意が可能であると判断される程度にまで関係書類等の準備が整った時点で、都道府県等の担当部署は、経済産業局に対し、事前調整が完了した旨、文書にて事務連絡（「別添1-2：事前調整完了に係る事務連絡の文書例」を参照。）を行うこととする。

なお、事前調整完了から、申請者の計画の申請までの期間は、原則1月を超えないものとして運用を図る。

※経済産業局の中小企業承継事業再生計画に係る担当窓口については、別添3を参照。

## 3. 協議から同意までに関する手続

### （1）協議から同意までについて

法第39条の2第5項の規定に基づき、主務大臣（※6）は、再生計画に特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、計画の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならないとしている。具体的には、再生計画に旅館業法第3条第1項の規定による許可に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合においては、経済産業局長（沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）及び厚生労働大臣から、都道府県等の長に協議を行うこととなる。

※6：経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣

### （2）協議から同意までの手続について

経済産業局は、申請者から正式に申請があった場合、再生計画に旅館業法第3条の規定による許可に基づく特定中小企業者の地位が記載されていること、及び上記2.の事前調整完了に係る事務連絡があったことを確認した後、経済産業局から、旅館業法第3条第1項の規定に基づく許可をした都道府県等の担当部署に、

- ①協議依頼文書（「別添2-1：協議に係る文書例」を参照。）、
- ②旅館業法第3条第1項の許可又は同法第3条の2第1項の承認の許可に係る審査に必要な関係書類
- ③再生計画の写し

を送付する。

都道府県等の担当部署は、旅館業法の趣旨を考慮して審査を行うこととし、同意をするかどうかの判断を行う。なお、法第39条の2第6項では、「(特定許認可等をした) 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。」と規定しており、都道府県等の担当部署は、経済産業局及び申請者に対して、同意に必要な情報の提供を直接求めることができる。

同意に係る審査を行った後は、同意をするかどうかについて、都道府県等の担当部署から経済産業局に対し通知（「別添2-2：同意に係る文書例」を参照。）することとする。

### (3) 同意に係る審査について

法第39条の2第7項では、「(特定許認可等をした) 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。」と規定しており、審査に関しては、根拠となる旅館業法や関係法令等の規定の趣旨に基づき実施することとする。

従って、申請を行う特定中小企業者に対し、旅館業法第3条第1項の規定に基づく許可をした都道府県等の担当部署が、経済産業局から送付のあった以下の審査に必要な関係書類を用い、以下の同法の基準に基づき審査を行うこととする。

○審査基準：旅館業法第3条第2項から第4項

○申請書類等：同法施行規則第1条第1項、第2項（計画内で事業譲渡を行う場合）  
又は同法施行規則第2条第1項、第2項（計画内で会社分割を行う場合）

なお、同意に係る審査は、当該特定中小企業者に対し許可を行った都道府県等が責任を持って審査いただきたい。

### (4) 中小企業承継事業再生計画の変更に伴う協議から同意までの手続について

認定を受けた申請者が法第39条の3第1項の規定に基づき再生計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないとしている。これに

関して、承継事業者が事業を承継する前に当該計画の変更の申請がされた場合には、再度、都道府県等の長に協議される。手続としては、前記（２）の協議から同意までの手続を準用することとする。

#### 4. 標準処理期間

再生計画における「計画の認定の申請から認定までに係る期間」及び「変更の認定の申請から認定までに係る期間」は原則として一月と規定している。

ただし、両期間には、特定許認可等に係る行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。これにより、同計画の認定又は変更の認定についての協議から同意までの期間は、最長、旅館業法第３条第１項の規定に基づく許可及び同法第３条の２第１項の規定に基づく承認に係る都道府県等が定める標準処理期間が確保される。

しかし、上記２.の事前調整の実施において、十分に同意が可能であると判断される程度にまで関係書類等の準備が整っていることを勘案し、同意に係る審査については迅速に対応いただきたい。

### 第三 その他留意点

#### 1. 承継事業者の事業の承継の報告に係る事項の通知について

法第３９条の４第２項の規定に基づき、認定を受けた者は、再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、その事実を証する書面を添えて、主務大臣に報告することとしており、法第３９条の４第３項の規定に基づき、主務大臣は、その報告に係る事項を特定許認可等に係る行政庁に通知することとしている。具体的には、報告を受けた経済産業局が、当該事業の承継の報告に係る事項に関して、同意をした都道府県等に通知することとなるので、ご承知おきいただきたい。

なお、計画の認定から事業の承継までの期間は、原則３月を超えない運用を行うこととしている。

#### 2. 事業の承継後について

旅館業を承継した事業者については、当該事業者が承継することとなる許可の根拠となる旅館業法や関係法令等の規定の趣旨に基づき、旅館業法を所管・運用する都道府県等による監督を実施することとなる。

以上

<別添1-1：事前調整開始に係る事務連絡の文書例>

事務連絡  
平成〇年〇月〇日

都道府県等担当部署名

〇〇経済産業局〇〇〇部〇〇〇課

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項の特定許認可等に基づく地位の承継に係る事前調整開始について（依頼）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第1項に基づく中小企業承継事業再生計画の認定の申請について、下記の者から当局に対し、申請に関して事前相談があり、同法第39条の2第3項の規定により、旅館業法第3条第1項の許可に基づく地位を当該計画に記載する意向を確認いたしました。

つきましては、本件に関しまして、下記の者から貴課に対し事前照会等を行いますので、ご対応頂きますようよろしくお願いいたします。

記

※特定中小企業者及び承継事業者の名称、所在地、代表者名、連絡先を記載。

<別添1-2：事前調整完了に係る事務連絡の文書例>

事務連絡  
平成〇年〇月〇日

〇〇経済産業局〇〇〇部〇〇〇課

都道府県等担当部署名

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4の特定許認可等に基づく地位の承継に係る事前調整の完了について

平成〇年〇月〇日付けをもって、貴局から依頼のありました、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項の特定許認可等に基づく地位の承継に係る事前調整開始についての依頼につきまして、下記の者との事前調整が整い、完了いたしましたのでご連絡いたします。

記

※特定中小企業者及び承継事業者の名称、所在地、代表者名、連絡先を記載。

<別添 2 - 1 : 協議に係る文書例>

(番 号)  
平成〇年〇月〇日

都道府県等の長名 殿

業所管大臣 (※) 及び経済産業局長名

(※権限委任をする場合には地方支分部局の長)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 39 条の 2 第 5 項の規定に基づく特定許認可等に係る協議について (依頼)

下記の者から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定申請があり、当該計画に、同法第 39 条の 2 第 3 項の規定に基づき、旅館業法第 3 条第 1 項の許可に基づく地位が記載されておりますので、同法第 39 条の 2 第 5 項の規定に基づき協議いたします。

記

※特定中小企業者及び承継事業者の名称、所在地、代表者名、連絡先を記載。

<別添 2 - 2 : 同意に係る文書例>

(番 号)  
平成〇年〇月〇日

業所管大臣 (※) 及び経済産業局長名 殿

(※権限委任をする場合には地方支分部局の長)

都道府県等の長名

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 39 条の 2 第 5 項の規定に基づく特定許認可等に係る協議について (回答)

平成〇年〇月〇日付けをもって、業所管大臣及び経済産業局長名から依頼のありました、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 39 条の 2 第 5 項の規定に基づく特定許認可等に係る協議の依頼につきまして、下記の通り回答いたします。

記

同意する (又は同意しない)

※同意しない場合は理由を記載。

<別添3：経済産業局の中小企業承継事業再生計画に係る担当窓口一覧>

局・部・課室名		電話番号
北海道経済産業局	中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局	中小企業課 中小企業再生支援室	052-951-2748
近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	中小企業課	092-482-5448
沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755